

(新)燃料電池自動車普及事業

(対策技術率先導入事業の内) (石油特会)

80百万円( 0百万円)

環境管理局自動車環境対策課

### 1. 事業の概要

地球温暖化防止対策として自動車から排出される二酸化炭素及び大気汚染物質を削減するため、代エネ・省エネや大気環境改善に資する低公害車の普及を強力に推進することが急務となっている。

次世代の究極の低公害車といわれる燃料電池自動車について、率先的に導入する地方公共団体に対して導入に係る事業費の一部を補助し、更なる普及を目指すこととする。

### 2. 事業計画

補助先：地方公共団体

補助率：リース費用の1 / 2

補助台数：10台(乗用車、バス)

### 3. 施策の効果

全国的に燃料電池自動車を普及させていくためには、自動車メーカー等との連携のもと、地方公共団体などの公的機関による率先導入が重要である。地方公共団体の取組を後押しするとともにメーカーの開発意欲を刺激することで、燃料電池自動車の普及や価格の低減を目指す。

「低公害車開発普及アクションプラン」では、燃料電池自動車については、平成22年度において5万台の普及を図ることを目標としている。

# 燃料電池自動車普及事業



乗用車



バス



乗用車



軽自動車

地方公共団体に対してリース費用の1 / 2を補助